

(平成21年4月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和30年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月27日から30年12月26日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間の一部が厚生年金保険に未加入とされているが、私は、昭和29年3月にA社に入社した後、同年12月25日にB社（現在は、A社に統合。）に移籍したので、空白期間が生じることはあり得ない。また、当時、同じように勤務していた同僚は、申立期間も継続して厚生年金保険に加入しているので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に関する申立内容及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和30年12月26日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人が、申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月20日から同年9月1日まで

B社で事務員として働いていた昭和63年ごろ、関連会社のA社に異動するよう言われた。実際に勤務する場所は変わらず、業務内容にもほとんど変化は無くそのまま働いていたが、異動前後の2か月について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることがわかった。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の元同僚の証言及び業務内容に関する申立人の申立内容から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和63年7月20日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年6月及び同年9月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間について社会保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、法務局の商業登記から、同社が申立期間当時、法人事業所であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申

立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の昭和 63 年 7 月及び 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 栃木厚生年金 事案 278

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月29日から同年4月1日まで

私は、平成7年10月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、8年3月31日まで働いていた。給与明細書では平成8年3月分の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について加入記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書から判断すると、申立人は、A社に平成8年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年2月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成17年7月1日に全喪し、当該事業所を承継した事業主も不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月4日から20年9月15日まで  
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた期間について脱退手当金を受給したこととなっているが、受け取った覚えが無く、また、退職時に説明を受けたことも無い。調査の上、記録を回復して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時受給可能であったのは、いわゆる短期脱退手当金であるが、請求事業所における申立人の前後180人の被保険者名簿に記載されている者のうち、申立人と同一年月日で資格喪失した147人の記録を確認したところ、脱退手当金を受給している者は12人と少なく、その支給時期も区々となっていることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金を受給したとされる日の8か月後に、別の事業所に就職し、厚生年金保険の被保険者となっている上、申立期間と同一の記号番号になるように入籍手続が取られていることが確認できることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していたものと認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年5月27日）及び資格取得日（昭和33年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和31年5月から32年3月までは1万4,000円、同年4月から33年3月までは1万6,000円、同年4月から同年7月までを1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月27日から33年8月1日まで  
私は、昭和26年3月1日から45年4月10日まで、A社に勤務していた。途中、同社において仕入れ先であり関連会社のB社関係の仕事に専属でしていたが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。A社に継続して勤務していたことは間違いないのだから、当該期間を被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和昭和26年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、31年5月27日に資格を喪失後、33年8月1日に同社において再度資格を取得しており、31年5月から33年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の元同僚の証言及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は申立期間当時、関連会社であるB社の仕事を兼務していたが、A社の社員として継続して勤務していたと主張しており、複数の元同僚も、「申立人は申立期間において、B社の仕事を兼務していたが、A社の社員であり、勤務内容等に変更無く、継続して勤務していた。」と証言している上、当該複数の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の管理する申立人の申立期間前後の記録及び同時期に勤務していた元同僚の記録から、昭和31年5月から32年3月までは1万4,000円、同年4月から33年3月までは1万6,000円、同年4月から同年7月までを1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪しており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年5月から33年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和39年4月から47年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和39年1月9日に結婚、同年3月26日に入籍し、同年4月から義母が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を家族と一緒に納付していたと聞いているので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを確認できる資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、義母も既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「義母が、入籍後の昭和39年4月に、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が唯一交付を受けたとする国民年金手帳は、昭和47年5月23日に発行されたものであることが確認でき、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から55年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和43年9月から55年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金保険料については、結婚前は兄、結婚後は妻が納付していたので、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手續に直接関与していないことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の管轄社会保険事務所において、20歳到達時の昭和43年9月から45年12月までの期間、及び妻は49年9月ごろに国民年金の加入手續を行っていることから、同年1月から50年8月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間について、兄及び妻が申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の所持する年金手帳は昭和49年11月から順次交付されていた3制度共通の手帳であり、申立人の妻は、「発行された年金手帳は1冊のみで、これ以前に交付された手帳は無い。」と証言しており、加えて、国民年金手帳記号番号が払い出された54年10月の時点では、申立期間の国民年金保険料は、大半が時効により納付できなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの期間及び61年9月から平成6年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から同年12月まで  
② 昭和61年9月から平成6年12月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和60年10月から同年12月までの期間及び61年9月から平成6年12月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、申立期間①当時は、体調を崩して自宅療養をしていたので、国民健康保険料と国民年金保険料を母親に依頼して納付していた。また、申立期間②については、A国に留学中により実家の母親に納付を依頼していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について母親に国民年金の手続を依頼して納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、その母親も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成7年2月時点では、申立期間①はすべて時効により納付できない期間であり、申立人の申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立期間②についても、大半が時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、事実、申立期間の保険料を納付した形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から61年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から61年12月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和45年10月から61年12月までの期間について、付加保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。申立期間に係る私と元夫の国民年金保険料及び付加保険料は、当時同居していた義父又は私が役場に納付していた。申立期間について、元夫の付加保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿・確定申告書等)が無く、昭和36年4月から昭和49年8月頃まで、申立人の国民年金保険料及び付加保険料を支払っていたとする義父は既に死亡しているため、申立期間の付加保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「国民年金保険料及び付加保険料を毎月納付していた。」と述べているが、申立期間の保険料の多くは前納されており、その主張と相違する。

さらに、申立人は、「元夫の付加保険料は納付済みとなっているのに、自分だけ未納となっているのはおかしい。」と述べているが、元夫は農業者年金加入者であったため、当然に付加保険料を納付するものとなったものである上、元夫の付加保険料の納付開始時期は申立期間の始期より後の昭和46年5月であり、その主張に不自然な点が見受けられる。

加えて、社会保険庁が保管している元夫の国民年金被保険者台帳の記録では、昭和46年5月から付加保険料を納付していることが確認できるが、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者台帳の記録には、付加保険料納付の事実を確認できる記載が見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和45年4月から47年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間については、国民年金手帳に昭和47年5月の検認印が押されているので、申立期間の保険料についても、この時、亡くなった父が2年分まとめて支払ってくれたはずなので、未納とされていることに納得できない

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、実際に保険料を納付していたとするその父は既に他界していることから、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、その所持する国民年金手帳で確認できる昭和47年5月のA町の検認印をもって、亡父が申立期間の国民年金保険料を一括で納付したことを示すものであると主張しているが、当該検認印は、昭和46年度の保険料が納付されていないことを確認した上で、国民年金印紙検認台紙を切り離す際に押されたものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和48年ごろに亡父から国民年金手帳を受け取った際、「これまでの保険料はきれいにしてある。」と言われたと主張しているが、当時、申立人の父はA町に居住していたところ、申立人の昭和47年度の保険料は、48年10月に、申立人が居住していたB町において過年度納付されたことが確認でき、亡父が、申立人に国民年金手帳を手渡した時点において、それまでの未納分をすべて納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和38年に、市役所から国民年金の加入勧奨のハガキが届いたため、妻が市役所の窓口で私と二人分の加入手続を行い、「国民年金制度開始の時からさかのぼって保険料を納付することができる。」と聞いたため、妻が夫婦二人分の保険料を納付したはずなので、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与していないことから、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人と一緒に加入手続をしたとするその妻の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の昭和36年7月25日に、旧姓により実母と連番で払い出されており、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年9月の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかつたと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、市役所から聴取したところ、申立期間当時、国民年金の加入勧奨については、個別通知は行っておらず、町内会の国民年金委員が訪問形式で行っていたとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 22 日から 44 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 9 月 8 日から 46 年 1 月 30 日まで

社会保険事務所の記録によると、申立期間について脱退手当金を受給したこととなっているが、A社を退職した際、私は結婚式を間近に控え、B県からC県に転居しており、また、脱退手当金が支給されたとする頃はつわりがひどく、そのような時期に請求手続等を行った覚えが無いため、当該期間について脱退手当金の支給の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月後の昭和46年7月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月16日から23年4月16日まで  
A社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していた申立期間について、脱退手当金を受給した記録になっていることを知ったが、自分は受け取った記憶が無いので納得がいかない。申立期間について、受給資格期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和23年7月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から平成元年 2 月まで  
② 平成元年 3 月から 6 年 12 月まで

申立期間①についてはA社、申立期間②については同社のB支店に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の加入記録が見当たらないと言われた。給与から保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険事務所の記録を調査しても、申立てに係る事業所について適用事業所としての記録が見当たらず、雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人から聴取しても、当時の同僚の名前を姓のみしか記憶していないことなどから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立期間②の一部について、国民年金保険料を申請免除されていた記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 10 日から平成元年 4 月 1 日まで  
自分で保存している給与明細書の支給額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額とが一致していないので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する申立期間に係る給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることを確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額である。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬のいずれか低い方の額を認定することになるものであり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。